

1 政治資金規正法の制度概要

《凡例》 法 : 政治資金規正法
令 : 政治資金規正法施行令
規則 : 政治資金規正法施行規則

用語の定義

1 政治団体

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（法第3条第1項第1号）
- (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（法第3条第1項第2号）
- (3) 上記（1）・（2）の活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
(法第3条第1項第3号)

2 政党

- (1) 当該政治団体に所属する国会議員を5人以上有するもの（法第3条第2項第1号）
- (2) 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙における当該政治団体の得票率が2%以上であるもの（法第3条第2項第2号）

3 公職の候補者

公職にある者、公職選挙法の規定により届け出られた公職の候補者及び当該候補者となろうとする者（法第3条第4項）

4 その他

- (1) 収入（法第4条第1項）
金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。
- (2) 党費又は会費（法第4条第2項・第5条第2項）
政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として、当該政治団体の構成員が負担するものをいう（なお、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされる。）。

(3) 寄 附 (法第4条第3項)

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

(4) 政治活動に関する寄附 (法第4条第4項)

政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動 (選挙運動を含む。) に関してされる寄附をいう。

(5) 支 出 (法第4条第5項)

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

政治団体の届出

1 政治団体が組織され、又はある団体が政治団体となったときの届出

- (1) 政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日 (国会議員関係政治団体のうち2号団体にあつては、国会議員に係る公職の候補者から「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を受けた日) から7日以内に、以下の区分に応じ、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に、郵便等によることなく文書で、組織された旨等を届け出なければならない。(法第6条第1項)

政治団体の主たる活動区域等	届 出 先
都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の <u>都道府県の選挙管理委員会</u>
二以上の都道府県の区域にわたり主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の <u>都道府県の選挙管理委員会</u> を窓口として <u>総務大臣</u>
主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において主としてその活動を行う政治団体	
政党及び政治資金団体	

- (2) 上記 (1) の届出がされた後でなければ、政治活動 (選挙運動を含む。) のために、寄附を受け、又は支出をすることができない。(法第8条)

- (3) 上記 (2) に違反して、寄附を受け又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられる。(法第23条)

2 届出事項に異動があったときの届出

政治団体は、届出事項に異動があったときは、その異動の日（国会議員関係政治団体のうち2号団体に該当したとき又は該当しなくなったときにあつては、国会議員に係る公職の候補者から「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」又は「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」を受けた日）から7日以内に、上記1（1）の区分に応じ、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に、郵便等によることなく文書で届け出なければならない。（法第7条）

3 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときの届出

- (1) 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、その代表者及び会計責任者であった者は、その日から30日以内（国会議員関係政治団体にあつては、60日以内）に、その旨及び年月日を、上記1（1）の区分に応じ、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。（法第17条第1項）
- (2) 上記（1）に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかった者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられる。（法第25条第1項）

会計帳簿の備付け及び記載

- (1) 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係るすべての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項等を記載しなければならない。（法第9条第1項）
- (2) 政治団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。（法第16条第1項）
- (3) 上記1又は2に違反した者は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられる。（法第24条）

収支報告書

1 収支報告書の提出

- (1) 政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、翌年の1月1日から3月31日までの間に（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、4月以内に）、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。（法第12条）
- (2) 収支報告書を2年連続して提出しない場合は、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、法第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなされ、政治活動（選挙運動を含む。）のために一切の寄附を受け、又は支出することができなくなる。（法第17条第2項）
- (3) 上記（1）に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかった者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられる。（法第25条第1項）
また、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処せられる。（法第25条第2項）

2 収支報告書の公開

- (1) 収支報告書の要旨の公表（法第20条）
総務大臣所管の政治団体の収支報告書の要旨については官報により、県選挙管理委員会所管の政治団体の収支報告書の要旨については県報により、公表される。
- (2) 収支報告書等の閲覧及び写しの交付（法第20条の2第2項）
何人も、上記1により報告書の要旨が公表された日から3年間、当該報告書、法第14条第1項の規定による書面（監査意見書）又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 資金管理団体の収支報告に関する特例

- (1) 人件費以外の経常経費の明細
資金管理団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、資金管理団体である間に行った支出にあつては、人件費以外の経費のうち一件当たり5万円以上のものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければならない。

(2) 保有不動産等の保有状況

資金管理団体が平成19年8月6日前から所有している不動産（これと密接に関連する不動産を含む。）については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならない。

4 国会議員関係政治団体の特例

(1) 収支報告に関する特例

国会議員関係政治団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては、人件費以外の経費のうち一件当たり1万円を超えるものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければならない（なお、領収書等の徴収義務はすべての支出に係る。）。

また、収支報告書の提出期限は、翌年5月末日（1月から5月までの間に総選挙等があった場合は、6月末日）までとされている。

(2) 登録政治資金監査人による政治資金監査

国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、その支出に関し、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等などについて、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けなければならない。

政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行われる。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出に併せて、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければならない。

(3) 少額領収書等の写しの開示制度

国会議員関係政治団体については、何人でも収支報告書の要旨公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し等（少額領収書等の写し）について、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求をすることができる。

[開示請求から開示決定までの基本的な流れ]

① 開示請求書の提出

開示請求する方は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求書を提出する。

② 少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から10日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令する。

③ 少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出する。

④ 開示決定

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示する。

政治資金パーティー

1 政治資金パーティーの定義

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいい、政治団体によって開催されるようにしなければならない。（法第8条の2）

2 政治資金パーティーの対価の支払等に関する制限

(1) 政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて、対価の支払を受けてはならない。（法第22条の8第1項）

(2) 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。なお、この書面に記載すべき告知のための文言は、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」とすること。（法第22条の8第2項・第5項、規則第20条）

3 特定パーティー

- (1) 特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいう。(法第12条第1項)
- (2) 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして政治資金規正法の規定の一部が適用される。(法第18条の2)

政治資金の運用

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。(法第8条の3)

- 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

寄附の制限

1 会社等のする寄附の制限

政治団体を除く会社・労働組合等の団体は、政党・政党の支部（1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部に限る。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

また、これに違反する寄附をすることを勧誘し又は要求してはならない。

2 公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限

何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して金銭及び有価証券による寄附をしてはならない。ただし、政党がする寄附及び政治団体に対する寄附は認められている。

3 寄附の量的制限

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総額の制限（総枠制限）と同一の受領者に対する寄附額の制限（個別制限）がある。なお、金銭等以外の財産上の利益についても時価に見積もった金額により制限の対象となること、制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意が必要である。（法第21条・第21条の2・第21条の3・第22条・第22条の2）

[総枠制限] 一の寄附者ができる寄附の年間限度額

- 政党・政治資金団体に対するもの
個人：2,000万円まで
会社、労働組合等：750万円～1億円まで
（資本金額、組合員数等により異なる。）
- その他の政治団体、公職の候補者に対するもの
個人：1,000万円まで

[個別制限] 一の寄附者から同一の受領者への寄附の年間限度額

- 個人がその他の政治団体及び公職の候補者に対してする寄附は、150万円まで
 - その他の政治団体間でなされる寄附は、5,000万円まで
- ※ なお、資金管理団体に対する寄附については、上記の量的制限等について特例が認められている。

4 寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、特定の者からの寄附に関する規制で、下記の制限がある。

(1) 特定会社等の寄附の制限（法第22条の3）

- ① 国から補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附はできない。
- ② 国から資本金等の出資等を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附はできない。
- ③ 地方公共団体と上記①及び②と同様の関係にある会社その他の法人は、次の者に対しては、政治活動に関する寄附はできない。
 - ア 当該地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者
 - イ アの者に係る資金管理団体
 - ウ アの者を推薦し、支持し、又は反対する政治団体

(2) 赤字会社の寄附の禁止（法第22条の4）

3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附はできない。

(3) 外国人・外国法人等からの寄附の受領禁止（法第22条の5）

外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であって、その発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者等からの寄附を除く。）。

(4) 他人名義又は匿名の寄附の禁止（法第22条の6）

本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。ただし、次の要件の全てを満たした寄附については、例外的に禁止されない。

ア 政党又は政治資金団体に対してする寄附

イ 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる寄附

ウ 1件あたりの金額が1,000円以下の寄附

5 寄附のあっせんに関する制限（法第22条の7）

「寄附のあっせん」とは、特定の政治団体又は公職の候補者のために政治活動に関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいう。

(1) 威迫的行為の禁止

寄附のあっせんをする場合、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該あっせんに係る行為をしてはならない。

(2) 意思に反するチェック・オフの禁止

寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

6 公職選挙法関係の寄附の禁止

(1) 後援団体に関する寄附等の禁止（公職選挙法第199条の5）

ア 後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、次の例外を除き、寄附をしてはならない。

（例外）・「政党その他の政治団体又はその支部」に対する寄附

・「当該公職の候補者」に対する寄附

・「当該後援団体がその団体の設立目的よりに行う行事又は事業」に関する寄附（しかし、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）

イ 何人も、当該選挙ごとに一定期間、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。

ウ 公職の候補者は、当該選挙ごとに一定期間、当該公職の候補者に係る後援団体に対し、寄附してはならない。（資金管理団体を除く。）

※ 一定期間とは、

○ 衆議院議員総選挙

： 任期満了の日前90日に当たる日又は解散の日の翌日からその総選挙の期日までの間

○ 参議院議員通常選挙

： 任期満了の日前90日に当たる日からその通常選挙の期日までの間

○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙

： 任期満了の日前90日に当たる日（任期満了による選挙以外の選挙については、その選挙を行うべき事由が生じた旨の告示をした日の翌日）からその選挙の期日までの間 等

(2) 公職の候補者の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（公職選挙法第199条の4）

公職の候補者の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者に対して寄附する場合を除き、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。

税制上の優遇措置

政治活動に関する寄附の個人拠出を奨励するため、個人が政治活動に関する寄附をした場合、次の要件に該当するものは所得税法上の特定寄附金とみなし、いわゆる所得控除として税制上の優遇措置が受けられる。（租税特別措置法第41条の18）

（1）個人の寄附

個人がする政治活動に関する寄附であること。

（2）寄附の相手方の範囲

次に掲げる政治団体に対する寄附であること。

- ① 政党、政治資金団体
- ② 国会議員が主宰し又はその主要な構成員である政治団体
- ③ 国会議員、都道府県の議会議員、都道府県知事等特定の公職の候補者の後援団体

なお、③のうち現職でない者に係る後援団体にあつては、立候補の届出をした日の属する年とその前年中にされた寄附に限られる。

（3）収支報告書への記載

収支報告書に優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日が記載されていること。

なお、個人が政党又は政治資金団体に対し寄附をした場合は、所得控除制度と税額控除制度の選択制となっている。

以上の優遇措置を受けるには、「寄附金（税額）控除」のための書類を作成し、総務大臣又は県選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要がある。

また、国会議員、都道府県の議会議員、都道府県知事等特定の公職の候補者の選挙における候補者に対する選挙運動に関する個人寄附のうち、選挙運動用収支報告書に記載されているものも、所得税法上の特定寄附金とみなし、優遇措置が受けられる。

資金管理団体

1 資金管理団体の届出等

- (1) 公職の候補者は、その者がその代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定することができる。(法第19条第1項)
- (2) 資金管理団体の指定をしたときは、公職の候補者は、その指定の日から7日以内に、文書で、その旨等を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。(法第19条第2項)
- (3) 上記(2)の届出をした者は、指定を取り消したとき、資金管理団体はその適格性を失ったとき又は届出事項に異動があったときは、その取消の日、その事実が生じた日又はその異動の日から7日以内に、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。(法第19条第3項)

2 資金管理団体を指定したときのメリット

- (1) 公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に対してする寄附(特定寄附)については、寄附の量的制限(総枠制限、個別制限)に関する規定の適用がない。(法第21条の3第4項、第22条第3項)
- (2) 特定寄附以外に、公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする寄附(歳費等の自己資金による寄附)については、寄附の量的制限のうち個別制限に関する規定の適用はないものとされ、政党・政治資金団体以外の政治団体に対する寄附の総枠制限(1,000万円)の範囲内において寄附することができる。
(法第22条第3項)
- (3) 公職の候補者は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されているが、自らの資金管理団体に対してする寄附は差し支えない。
(公職選挙法第199条の5第3項)